

令和7年度第2回千葉県国民健康保険連携会議

議事要旨

令和7年12月24日（水）

午後2時から午後3時30分まで

千葉県自治体職員福祉センター4階会議室で開催

議題（1）保険料水準の統一目標年度について

資料1に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

（A委員）

標準的な収納率について、これまで具体的にどのような取り組みを行ってきたのか、改めて伺いたい。加えて、収納率が低い団体に対する指導の内容についても教えていただきたい。

資料には、賦課方式の変更に令和15年度まで要する旨の記載があるが、現在から8年間かかる理由は何であるか。また、保険料水準の統一目標年度を令和15年度とした具体的な根拠があれば示していただきたい。

（千葉県）

収納率については、現状、千葉県の全国順位は46位であり、改善に取り組む必要があると認識している。収納率が低い団体には、保険者指導の中で特別指導として訪問し、重点的に指導を実施している。今後の取り組みとしては、収納率の高い自治体のノウハウを収集し、知見のある自治体職員を講師として招いた研修を実施する予定である。県としては、こうした取り組みを進め、後方支援の形で対応していく方針である。

令和15年度を目標年度とした理由について説明する。令和11年度までは、保険料水準の統一の要件となる納付金ベースの統一を進める必要がある。また、令和12年度までに決算補填を目的とした法定外繰入を解消しなければ、保険料水準の統一は実現できない。これらの課題が解消されない限り、保険料水準の統一は困難であるため、令和15年度までを移行期間として設定したものである。これは、保険料率の引き上げや賦課方式の変更について、各市町村が足並みを揃えるためには一定の期間が必要であると判断したためである。

（B委員）

資料には、保険料を賦課する際の本算定および仮算定期間の統一の項目欄に、「仮算定は実施しない方向で協議中」と記載されている。保険料水準の統一を先行して進めている他県の市町村では、仮算定を実施していないのか。

（千葉県）

保険料水準の統一を行っている大阪府及び奈良県内の市町村においては、保険料賦課時の仮算定を実施していないと伺っている。

議題（２）賦課方式の統一について

資料２に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

（Ａ委員）

賦課方式の統一に関する合意形成は、全市町村の全会一致によるものなのか、それとも多数決によって図るのか伺いたい。

賦課方式を２方式とすることについて異論はない。しかし、国民健康保険制度は世帯主や特定世帯、特定継続世帯等の世帯単位を基礎とした制度である。賦課方式を２方式とすることと、世帯単位を基礎とした制度であることの整合性について、市町村の議会等で説明する必要があると考える。この点について、ワーキンググループ等で協議しているか伺いたい。

（千葉県）

全市町村の全会一致を目指している。合意形成を図るためには、市町村の理解が前提となるため、全市町村長への説明を行うことが理想である。しかし、時間の制約もあることから、賦課方式の変更に意見のある団体には丁寧に説明を行い、可能な限り全市町村で合意が得られるよう努める方針である。

賦課方式を２方式とする理由については、ワーキンググループ等で協議した結果を資料としてまとめているが、今後さらに、世帯単位をベースとした制度との整合性も含めて検討を進める予定である。ただし、賦課方式を２方式とする理由については、大幅な変更は想定していない。

（Ａ委員）

賦課方式を２方式とすることと、世帯単位をベースとした制度であることの整合性について説明する理由が明確であれば、市町村は議会等で対応しやすくなるため、ぜひ議論に盛り込んでいただきたい。

（Ｃ委員）

賦課方式を２方式とする理由について確認したい。賦課方式を２方式とすることに異論はない。医療分について２方式とする理由として、単身世帯の増加を挙げている点は理解できる。しかし、後期高齢者支援金分について２方式とする理由が「後期高齢者医療制度との整合性」であるという観点については、イメージが湧かない。これは、後期高齢者と国民健康保険の被保険者が同じ仕組みであるべきという考え方によるものなのか。そもそも、後期高齢者は支援を受ける立場であり、国民健康保険の被保険者は支える立場であるため、理由の整理が必要ではないかと考える。

また、医療分における平等割の意義が薄れていることは、区分に関わらず共通の理由であると考え。後期高齢者支援金分においても、平等割を設ける意義が薄れているのは変わらないのではないのか。区分ごとではなく、保険料の性質として共通の理由として整理した方が分かりやすいと考える。記載内容自体を否定するものではないが、市町村が説明する際には、

根拠となる理由が共通化されている方がよいと感じる。介護分については資料記載のとおりで問題ないが、医療分と後期高齢者支援金分については、同じ理由として整理した方がよいのではないか。

賦課方式を変更する際のシステム改修費について、県が県繰入金 2 号分を活用して補助する方針は非常にありがたいものである。これは、市町村のシステム改修スケジュールに合わせて県が補助を行うという意味なのか、それとも市町村の規模等に応じて毎年補助を行うのか、確認したい。

また、賦課方式の変更による影響額や被保険者への影響などの試算が提示されるのか伺いたい。医療分の賦課方式を変更した場合、平均的にどの程度の影響があるのか、モデルケースがあれば、市町村としても説明に活用できるのではないかと考える。

(千葉県)

賦課方式を 2 方式とする理由については、各区分に共通する部分があるため、整理を進めていく考えである。

システム改修費の補助については、市町村のシステム改修の時期に応じて、県繰入金 2 号分を活用して補助していく方針である。例えば、2 年から 3 年程度の期間で補助していくことを想定しているが、市町村と協議しながら柔軟に対応していきたいと考えている。

賦課方式変更による影響額については、世帯構成や被保険者の所得ごとにパターンを分けたモデルケースを示すことを検討している。

(B 委員)

後期高齢者支援金分を 2 方式とする理由については、私も整理が必要であると考え。医療分と後期高齢者支援金分については、同じ理由でよいのではないか。後期高齢者医療制度は、個人単位での受益と負担の関係に基づき保険給付が行われている。一方、国民健康保険は、世帯単位で経済的能力に応じて後期高齢者を支えるという拠出の立場であり、両者を混同する考え方には違和感がある。そのため、後期高齢者支援金分についても、医療分と同様に単身世帯の増加を理由とする方が適切であると考え。今後、検討をお願いしたい。

子ども・子育て支援金分について確認したい。資料には、賦課方式を 2 方式とする理由として「18 歳以下を含む世帯に対して賦課される平等割はなじまない」と記載されている。

当市では、子ども・子育て支援金分の賦課方式を 2 方式とすることについて、市国民健康保険運営協議会で議論し、答申を得ている。「平等割はなじまない」という表現を使用しているが、より適切な表現があるのではないかと考える。平等割がない場合、すべて均等割となり、均等割の額が大きくなる。仮に平等割があれば、平等割分が差し引かれた均等割となる。賦課方式を 2 方式とすると、子育て世帯であっても、子育て世帯でなくても、平等割がない分、均等割に平等割が上乗せされている状態となる。平等割が賦課されないため、18 歳以上の均等割も増加する。平等割がなじまないという表現は見た目にはそのとおりと思われるが、実際の負担としてどちらが有利か不利かは現時点では判断が難しい。

「平等割はなじまない」という表現に替わる理由があるか、引き続き検討をお願いしたい。

(千葉県)

子ども・子育て支援金分の賦課方式を 2 方式とする理由については、引き続き検討を進めていく方針である。

(D 委員)

資料に記載されている段階的な平等割の見直しは、市町村が実施するものなのか確認したい。

当市において賦課方式を 2 方式に変更した場合の保険税額を試算したところ、3 方式と比べて単身世帯の負担はやや軽減される一方で、多人数世帯の負担は大幅に増加した。住民に対して 2 方式とする理由を説明することは難しいと感じている。平等割の意義が薄れるという説明だけでは説得力に欠けるのではないか。今後、賦課方式を 2 方式とする理由についてさらに検討していただきたい。

(千葉県)

賦課方式を 2 方式とすることが決定した場合、段階的な平等割の見直しは市町村で検討していただくものである。多くの市町村では、平等割を 2 万円から 3 万円程度に設定しているが、例えば数年かけて段階的に廃止する方法が考えられる。平等割を一度に廃止すると、多人数世帯への負担が急激に増加するため、段階的な見直しをお願いしたいと考えている。

(E 委員)

賦課方式を 2 方式に変更した場合のシステム改修費について質問する。市長や住民に対して、システム改修費は市の負担であると説明することは難しいと考える。統一後の賦課方式が 2 方式と決定した段階で、県がシステム改修費を補助する旨を説明しても差し支えないか確認したい。

(千葉県)

統一後の賦課方式を 2 方式とする方針が決定した場合、県がシステム改修費を県繰入金 2 号分で補助する旨を説明して差し支えない。

(E 委員)

賦課方式を 2 方式に変更した場合のシステム改修費について質問する。当支部内の市において、令和 8 年度から賦課方式を 2 方式に変更する可能性があるとの情報を得ている。令和 8 年度から賦課方式を 2 方式に変更する場合でも、システム改修費は県繰入金 2 号分で補助されるという認識でよいか確認したい。

(千葉県)

令和 8 年度の県繰入金 2 号分の活用方法については、今後検討を進めていく方針である。令和 8 年度における県繰入金 2 号分の活用方法については、令和 8 年度中に市町村の意見を伺う予定である。

その他

(B 委員)

今後、県が実施を予定している保険料水準の統一目標年度および統一後の賦課方式に関する首長宛て意見照会について質問する。首長宛て意見照会を実施する前に、県から首長に対して説明の機会を設けない方針であるという認識でよいか、確認したい。

(千葉県)

現時点では、県として首長に対して直接説明を行うことは考えていない。必要に応じて、個別に対応することを想定している。

(B 委員)

先日、当支部で福井県庁を視察した。福井県では、保険料水準の統一目標年度を決定する際に、県職員が市町村会等の会合に出向き、首長に直接説明を行ったと伺っている。可能であれば、千葉県においても同様の対応を検討していただきたい。

国民健康保険主管課長宛ての意見照会については、各課長は保険料水準の統一目標年度及び統一後の賦課方式について説明を受けているため、意見照会への回答は可能である。しかし、首長に対する説明がないまま首長宛て意見照会を行うのは、首長に対して配慮に欠けているのではないかと考える。

(千葉県)

意見を踏まえ、できる限りご理解いただけるよう対応していきたいと考えている。

(C 委員)

今後のスケジュールについて質問する。保険料水準の統一目標年度及び統一後の賦課方式に関する意見照会や合意形成が進む中で、市町村では議会や附属機関への説明が必要となる。保険料水準の統一目標年度及び統一後の賦課方式について、県としての方針を公表するのはいつ頃になるのか伺いたい。市町村としては、県の方針が公表される前に対外的に説明するのは難しいため、公表時期を県と合わせたいと考える。令和 8 年度の千葉県国民健康保険運営協議会において、資料に方針が示されるのではないかと推察している。市町村が対外的に発信できる時期について、具体的な考えがあれば教えていただきたい。

令和 8 年度 11 月頃に予定している第 2 期千葉県国民健康保険運営方針の中間見直し案に係る法定意見聴取は、パブリックコメントを指しているのか確認したい。

(千葉県)

保険料水準の統一目標年度及び統一後の賦課方式に関する方針を示す時期については、令和 8 年度第 1 回千葉県国民健康保険運営協議会の開催時期である 8 月末頃を想定している。合意形成が順調に進めばその時期となるが、調整が必要な場合は前後する可能性がある。

なお、県として方針を公表する時期については、市町村が方針を公表した後に県が公表することが望ましいと考えている。市町村内部で説明が十分でない段階で県が公にすることは避けたいと考えているが、逆に県が先に発表した方が説明しやすい場合もあるのか。

第 2 期千葉県国民健康保険運営方針の中間見直し案に係る法定意見聴取は、パブリックコメントとは別のものである。パブリックコメントは広く県民に対して意見を聴取するものであり、法定意見聴取は中間見直し案について市町村宛てに意見を伺うものである。

(C委員)

当市の場合、首長や庁内への説明については、検討段階や方向性を随時報告しているため、特に問題はないと考えている。ただし、対外的な議会答弁や附属機関での公開会議において方針をいつ打ち出すかについては、県が対外的に公表する時期との調整が必要である。

当市では、令和 8 年 2 月頃に附属機関の会議が予定されており、その場でも保険料水準の統一の進行状況を報告する予定である。現時点では具体的な方針を示すことはできないため、検討状況の報告にとどまる見込みである。最終的には附属機関に報告する必要があるため、公表時期を遅らせすぎないように注意したいと考えている。千葉県が対外的にホームページ等で発表する時期を見計らい、当市としても対応を進めていく方針である。庁内的には、必要なタイミングで情報提供を行う方針である。

(千葉県)

県として、保険料水準の統一目標年度及び統一後の賦課方式に関する方針を示す時期については、市町村の意見を踏まえて決定していきたいと考えている。